

住宅改修資金補助制度をご活用ください！

■問い合わせ
商工観光課 ☎581・2121内線201

町では、地域経済の活性化を図るため、町内の住宅改修施工業者と契約し居住用住宅の改修を行う際、その費用の一部を補助します。

■受付開始

4月16日(月)※平成30年度分の補助枠がなくなり次第終了

■対象

過去に同制度を利用していない方で、次の①～④の要件をすべて満たす方

- ①町内在住で、町の住民基本台帳に登録されている方
- ②対象となる住宅を所有し、かつ居住している方
- ③町税等の滞納がない方
- ④対象となる改修工事について、ほかの補助制度を受けていない方

■対象となる住宅

次の①～③のいずれかに該当する建築物

- ①個人住宅(自己の居住用の建築物)
- ②併用住宅(個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ)
- ③集合住宅(アパート等の所有者の自己居住部分のみ)

■主な改修工事例

- 屋根や外壁の改修または塗装工事 ○部屋の防音や断熱工事
- 手すり設置や段差解消工事 ○間取りの変更工事 ○床、内壁、天井等の改修等

■対象工事

町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上(消費税および地方消費税を除く)で平成31年2月末日までに完了する住宅改修工事です。なお、交付決定後30日以内に着工できる工事が対象です。

※新築や建て替え工事等は対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

■補助金額

改修工事に要した費用のうち、10%に相当する金額(千円未満は切り捨て)とし、20万円を上限

■申請に必要な書類

- ①住民票の写し ②当該住宅にかかる固定資産税の評価証明書
- ③町税、水道料金、公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料に関して滞納のないことを証明できる書類 ④類似補助制度の申請状況調査同意書 ⑤当該住宅の案内図 ⑥改修工事箇所の図面 ⑦改修工事の見積書の写し(工事費内訳を明示したもの) ⑧改修工事施工前の現場写真
- ①～⑧を持参し、商工観光課へ申請してください。

勤労者住宅資金貸付制度をご活用ください！

■問い合わせ
商工観光課 ☎581・2121内線204

町では勤労者の住宅取得を支援しています。制度の概要は次のとおりです。

■対象

次の①～⑤の要件をすべて満たす方

- ①町内に居住している、または居住しようとする方
- ②同一事業所に2年以上引き続き勤務している方
- ③20歳以上55歳以下の方
- ④返済しながら生活に支障のない方
- ⑤町税等の滞納がない方

■資金の用途

申込者が町内に居住するための住宅の新築・増改築・購入(中古住宅・マンションを含む)、借地買取りをするための資金に限ります。

■借入れの流れ

利用者本人またはご家族が、商工観光課へ申請してください。その後、資格決定について通知しますので、通知後3カ月以内にご自身で金融機関(中央労働金庫深谷支店)で借入れ手続きをしてください。

※中央労働金庫での審査の結果、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

▼貸付の条件

■貸付金額

1,000万円以内(無担保は500万円以内)

■貸付利率

変動金利(無担保は固定)

※金利情勢により変更になる場合があります。変更となった場合、借入時点の金利が適用されます。

■貸付期間

25年以内(無担保は10年以内)

■償還方法

元利均等月賦返済(ボーナス併用返済、繰上償還可)

■担保

資金の用途となった対象物件に中央労働金庫の第1位順位の抵当権を設定します。

■保証

(一社)日本労働者信用基金協会の保証が必要となり、金利とは別に保証料が必要となります。

■手数料

取扱金融機関所定の手数料が必要です。

寄居町定住促進補助制度をご活用ください！

■問い合わせ
都市計画課 ☎581・2121内線241

寄居で暮らしたい方を応援！

町では、人口減少を抑制するため、新たに町内に転入する方々に対する支援を行っています。今年度は、新築住宅取得に対する支援に加えて、新たに新婚世帯への家賃補助を開始します。転居等をご検討している方は、ぜひご活用ください。

■各補助金受付期間

5月1日(火)～平成31年3月29日(金)

▼寄居町新婚世帯家賃補助金

■対象要件

過去に同制度を利用していない方で、次の①～⑤の要件をすべて満たす方

- ①夫婦が結婚から2年未満の世帯で夫婦のどちらも40歳未満(平成30年3月31日現在)の方
- ②転入前に3年以上ほかの市区町村に住んでおり、平成30年4月1日以降に新たに寄居町に転入する方
- ③世帯全員に町税等の滞納がない方
- ④『生活保護法』または当該補助金と重複するほかの公的給付を受けていない方
- ⑤家賃の滞納がない方

※転入後6カ月以内に申請してください。

※詳細はお問い合わせいただくか、町公式ホームページをご覧ください。

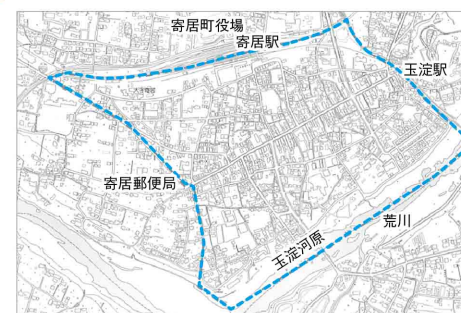
■補助金額(最長24カ月を限度に交付)

1万円/月

■加算措置

※中心市街地内で住宅を賃貸借する場合

5,000円/月



【中心市街地範囲図】

■申請に必要な書類

- ①世帯全員の住民票の写し ②申請者の戸籍謄本等 ③賃貸借契約書の写し ④戸籍の附票または住民票の除票の写し ⑤住宅手当支給証明書 ⑥家賃内訳証明書 ⑦誓約書

※⑤～⑦は町の様式

①～⑦を持参し、都市計画課へ申請してください。

▼寄居町定住促進補助金

■対象要件

過去に同制度を利用していない方で、次の①～⑥の要件をすべて満たす必要があります。

- ①子育て世帯(18歳以下の子どもがいる世帯)または40歳未満(平成30年3月31日現在)の方で平成29年4月1日以降、新たに寄居町に転入する方
- ②転入前に3年以上ほかの市区町村に住んでいる方
- ③世帯全員に町税等の滞納がない方
- ④平成29年4月1日以降に申請者が居住のために契約した新築住宅であること
- ⑤住宅の敷地面積が150㎡以上であること
- ⑥平成30年度中に申請者名義で建物表示登記が完了し入居できること

■補助金額

- 子育て世帯の転入者 **40**万円
- 40歳未満の転入者 **30**万円

■加算措置

- 地域加算 **10**万円
- ※用途地域内(寄居駅・男衾駅周辺)に住宅を取得する方

- 三世帯同居、近居加算 **10**万円

※親世帯と同居、または親世帯のおおむね1km以内に住居を取得する方

※申請者の配偶者の親世帯は対象になりませんのでご注意ください。

■申請に必要な書類

- ①世帯全員の住民票の写し ②申請者の戸籍謄本等 ③工事請負または売買契約書の写し ④戸籍の附票または住民票除票の写し ⑤親世帯の戸籍謄本等(同居等の場合) ⑥親世帯の住民票の写し(同居等の場合) ⑦寄居町における税の滞納がないことを証明できる書類 ⑧『建築基準法』第7条の2第5項の規定による検査済証の写し ⑨建物の登記事項証明書 ⑩誓約書

※⑩は町の様式

①～⑩を持参し、都市計画課へ申請してください。

